

目	次	ページ
規 則		
6 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則 の一部を改正する規則	1	1
規 程		
2 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程 の一部を改正する規程	2	2
告 示		
11 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る 補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正	2	2
公平委員会公告		
職員団体の登録番号について	3	3

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則（平成 16 年規則第 28 号）  
の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 3 号中「18,000 円」を「16,000 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 程

### 新潟県市町村総合事務組合規程第 2 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成 16 年規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第 9 条第 2 項第 3 号中「職業能力開発促進法施行規則別表第 3 に掲げる普通訓練課程の第 1 類の普通職業訓練その他の」を削り、「18,000 円」を「16,000 円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,503 円	12,935 円
20 歳以上 25 歳未満	5,007 円	12,935 円
25 歳以上 30 歳未満	5,618 円	13,634 円
30 歳以上 35 歳未満	6,112 円	16,130 円
35 歳以上 40 歳未満	6,527 円	18,535 円
40 歳以上 45 歳未満	6,741 円	21,911 円
45 歳以上 50 歳未満	6,861 円	24,455 円
50 歳以上 55 歳未満	6,479 円	24,995 円
55 歳以上 60 歳未満	5,811 円	23,171 円
60 歳以上 65 歳未満	4,683 円	19,816 円
65 歳以上 70 歳未満	3,950 円	14,376 円
70 歳以上	3,950 円	12,935 円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 公 平 委 員 会 公 告

### 職員団体の登録番号について（公平委員会公告）

小千谷市が平成 25 年 4 月 1 日に公平委員会事務に加入したことにより、小千谷市公平委員会に登録されていた職員団体の登録番号を次のとおりとしたので公告する。

平成 25 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

登録番号	職員団体名	付番年月日
公委登第 830 号	小千谷市役所職員組合	平成 25 年 4 月 15 日